平成２７年（フ）第７７号
山形県長井市東町12番６号
破産者　植松　紀之
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第７６号
横浜市戸塚区上倉田町259番地　４棟608号
破産者　金子　弘一
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１９号
神奈川県藤沢市大庭5577番地の５　ＶＩＶＡＣＥ101号室
破産者　広田　勝紀
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２０号
横浜市青葉区美しが丘西３―54―16、住民票上の住所横浜市青葉区荏田町432番地24
破産者　神　　大輔
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４４号
神奈川県藤沢市本町３丁目３番17号　プリマベラ湘南205号
破産者　西村　義昭
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２６号
金沢市北安江１丁目１番１号　坂口第２ビル・３Ｃ号、開始決定時の住所金沢市円光寺２丁目５番31号
破産者　秀喜こと　宇多　克彦
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４号
石川県白山市七原町チ16番地13
破産者　山本　真美
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８８号
石川県小松市串町東32番地
破産者　川之上　淳
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第２８７号
静岡県富士宮市杉田1060番地の７
破産者　遠藤　泰之
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２８８号
静岡県富士宮市杉田1060番地の７
破産者　遠藤　利枝
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第４８０号
静岡県浜松市西区村櫛町3710番地の４
破産者　今田　一久
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５７７号
静岡県浜松市北区引佐町谷沢14番地
破産者　大霜　晃利
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第６６号
兵庫県多可郡多可町中区高岸161番地
破産者　岸本　辰男
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第８号
福岡県築上郡上毛町大字上唐原958番地１
破産者　重吉　浩二
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

免責許可決定

平成２７年（フ）第１５３１号
さいたま市北区吉野町１丁目24番地３
破産者　伊丹　靖政
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０６１号
千葉県船橋市習志野５丁目４番15号　第３マツキマンション205号
破産者　濵根　佳世（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０９３号
千葉市中央区都町1273番地10
破産者　田中眞由美
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１００号
千葉県船橋市西船５丁目16番６号　第３幸和ハイツ202号
破産者　王子　　仁（旧姓高篠）
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１０１号
千葉県船橋市松が丘５丁目23番３棟503号
破産者　田中　陽介
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１０２号
千葉市花見川区検見川町３丁目333番地４シャンテカネマツ弐番館201号
破産者　松岡　　大
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１１５号
千葉市花見川区犢橋町678番地１　ポピーの家
破産者　藪﨑　　剛
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１２５号
千葉市美浜区高洲３丁目１番１棟228号
破産者　石野美代子
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係